

≪死亡届のあとに役場窓口でお手続きいただくこと≫

令和7年8月作成

下記に該当がある場合には、ご準備ください。**お手続きには時間を要しますので余裕を持ってお越しください。**

亡くなられた方の状況により他にもお手続きが必要な場合がございますので、窓口でご確認くださるようお願いいたします。

亡くなられた方の状況		手続きの内容 及び 必要なもの		お手続き窓口
☐	矢巾斎苑を利用した	火葬場使用料 10,000円		町民環境課 戸籍窓口係 (1階) TEL:611-2502
☐	印鑑登録していた	印鑑登録証の返却		
☐	国民健康保険に加入していた	国民健康保険資格確認書の返却、葬祭費支給申請		
		必要なもの	・喪主の預貯金通帳 ・相続人代表者（※喪主と別の場合）の預貯金通帳	
※ 社会保険、共済組合の健康保険に加入していた方は、被保険者の勤務先にお問い合わせください。				
☐	後期高齢者医療保険に加入していた	後期高齢者医療資格確認書の返却、葬祭費支給申請、医療給付等申立手続き		
		必要なもの	・喪主の預貯金通帳 ・相続人代表者（※喪主と別の場合）の預貯金通帳	
☐	国民年金に加入・受給していた	年金手帳（加入していた方）、年金証書（受給していた方）の返却 未支給年金請求の手続き		
		必要なもの	・請求者の預貯金通帳、 ・請求者のマイナンバー	
※ 厚生年金、共済年金を受給していた方は、盛岡年金事務所（TEL:623-6211）、共済組合での手続きが必要です。 また、恩給を受給していた方は、総務省恩給局（TEL:03-5273-1400）へ連絡してください。				
☐	医療費助成を受給していた	子ども・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦の医療費受給者証の返却、資格喪失届、医療給付口座変更手続き		
		必要なもの	・相続人代表者の預貯金通帳	
☐	児童手当を受給していた	資格喪失届、口座変更、認定請求の手続き		
		必要なもの	・請求者の預貯金通帳 ・健康保険証	
☐	犬の飼い主として登録していた	登録事項変更手続き		町民環境課 環境係(1階) TEL:611-2506
☐	障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちだった	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の返却		
		必要なもの	・お持ちの上記手帳・受給者証	
☐	町内に固定資産を所有していた	納税義務者設定、送付先等手続き		税務課 資産係（1階） TEL:611-2524
☐	町税、町保険料の納付があった	納税義務者設定、送付先等手続き		税務課 賦課係（1階） TEL:611-2522
☐	農業者年金に加入・受給していた	農業者年金死亡関係届出の手続き		
		必要なもの	・被保険者証(加入していた方) ・年金証書(受給していた方) ・請求者の預貯金通帳	
☐	町内に農地を所有していた	相続登記完了後に名義変更届出		
		必要なもの	・相続した農地の内容が分かる書類	
☐	町内に森林を所有していた	相続分割協議書または登記事項証明書		産業観光課 農林振興係 (2階) TEL:611-2614
☐	介護保険被保険者証をお持ちだった	介護保険被保険者証の返却、介護保険料・介護給付等申立手続き (町民環境課戸籍窓口係で返却できます)		
		必要なもの	・相続人代表者の預貯金通帳	
☐	水道を使用していた	契約者・請求先等変更手続き		上下水道課 経営係 (公民館南隣) TEL:611-2563